

みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成１８年みやこ町条例第１２８号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	みやこ町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成１８年みやこ町条例第１２８号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項	90	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みやこ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第１第１の項 みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成１８年みやこ町条例第１２８号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第１条	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成１８年みやこ町条例第１２８号）第１条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の（福祉を図る）ことを目的とする。	この条例は、（母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童）の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もって母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の（福祉の増進を図る）ことを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成１８年みやこ町条例第１２８号） みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（平成１８年みやこ町規則第６８号）
--------------	--	---

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ホ	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項 みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第3条第1項様式第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ2	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
-----------------	-------------------------	-------------------------

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号43	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号44	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号45	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号4	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報8

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ハ	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

利用特定個人情報9

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ニ	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第3号から第9号及び第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第8条
事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務	ひとり親家庭等医療費の支給の算定に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号1	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第8条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号2	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第8条第1項
-------	----------------------	-------------------------------

②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号3	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第8条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号4	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第8条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号5	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第8条第1項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項3号6	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第8条第1項
-------	----------------------	-------------------------------

②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める利用特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条 みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第5条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ホ	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項 みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第3条第1項様式第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号11	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号14	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号16	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報8

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ハ	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

利用特定個人情報9

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ニ	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第3号から第9号及び第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第9条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療証の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号ホ	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第11条第1項第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号11	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第 1 1 条第 1 項第 2 号から第 4 号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第 1 1 条第 1 項第 2 号から第 4 号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第 1 1 条第 1 項第 2 号から第 4 号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号14	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第 1 1 条第 1 項第 2 号から第 4 号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報6

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第 1 1 条第 1 項第 2 号から第 4 号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
-----------------	--------------------------	--------------------------

利用特定個人情報7

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号㉑	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第１１条第１項第５号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報8

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号㉒	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第１１条第１項第５号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

利用特定個人情報9

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号㉓	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第３条第２項第３号から第９号及び第３項 みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第１１条第３項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項1号	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第５条

事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の申請に係る事実についての審査に関する事務
-------	--	---------------------------------

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項1号イ	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める利用特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項1号ハ	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第8号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務6

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項3号	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第8条
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の支給の算定に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項3号	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第3号から第9号及び第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める利用特定 個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
---------------------	-------------	-------------

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務7		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項1号	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条 みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第5条
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項1号イ	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項 みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第3条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める利用特定 個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項1号ハ	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第8号 みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第3条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定 個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務8		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項1号	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第9条
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療証の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項1号イ	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第1項 みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第11条第3項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める利用特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項1号ハ	みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第8号 みやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第11条第3項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年01月30日
独自利用事務の対象者	母子家庭の母若しくは母子家庭の母の配偶者若しくは母子家庭の母の扶養義務者、父子家庭の父若しくは父子家庭の父の配偶者若しくは父子家庭の父の扶養義務者、父母のいない児童を養育する者及び父母のいない児童を養育する者の配偶者又はその養育者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年09月28日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし

評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	